

第22期第21回宗谷海区漁業調整委員会 議事録

1 開 催 日 令和5年11月30日（木）書面により開催

2 会議成立報告

委員定数14名中、14名から表決書の提出があり、委員会は成立。

3 議 事 事 項

議案第1号 定置漁業権免許申請に係る適格性の審査について（答申）

議案第2号 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の当初配分案について

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

4 審 議 結 果

議案第1号 豊富さけ定第1号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

豊富さけ定第2号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

豊富さけ定第3号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第1号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第2号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第3号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第4号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第5号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第6号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第7号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第8号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第9号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第10号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第11号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第12号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第13号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第14号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第15号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

稚さけ定第16号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第1号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第2号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第3号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第4号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第5号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

猿さけ定第6号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

浜頓さけ定第1号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

浜頓さけ定第2号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

浜頓さけ定第3号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第1号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第2号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第3号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第4号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第5号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第6号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第7号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第8号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第9号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第10号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第11号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第12号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第13号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第14号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第15号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第16号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第17号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第18号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第19号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第20号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

枝さけ定第21号について、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について該当しない者として議決。

議案第2号 異議なしとして議決

岐南第3号 異議なしとして議決

5 会議の顛末

議案第1号は、採決の結果、全申請者について漁業法上の適格性を有し、免許をしない場合に該当しない者として議決する。

議案第2号及び第3号は、採決の結果、異議なしとして議決する。

以上、本開催委員会は終了。

本開催委員会の顛末は記載のとおり相違ないことを証明する。

令和5年12月1日

宗谷海区海区漁業調整委員会 会長 須永 忠幸

